

障害福祉サービス事業所通所者交通費助成実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)の規定により生活介護又は就労継続支援を受けている障害者のうち、収入が一定額以下の者に対して、経済的負担を軽減し、通所を促進するため、予算の範囲内において、交通費の一部を助成することにより、当該施設における訓練を効果的に受けさせ、障害者の更生訓練を助長し、社会復帰を促進することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、「交通費」とは、障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設に訓練のため通所するときに要する経費をいう。

2 この要綱において、「対象者」とは、法第5条第7項に規定する生活介護又は同条第14項に規定する就労継続支援を通所により利用する者であつて、かつ、前年の収入の額から前年度実績に基づいて算出した次条に規定する助成の金額(前年度の実績がないときは、当該年度の見込みにより算出した次条に規定する助成の金額)を控除した額が27万円以下のものをいう。

ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者は含まない。

(助成金額等)

第3条 交通費に係る助成(以下単に「助成」という)は月単位で行うものとする。

2 助成の金額は、支給対象者が居住地から施設に通所するのに要する、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出した交通費の月額で、市長が認定した金額とする。

(申 請)

第4条 助成を受けようとする者は、通所にあたって利用する公共交通機関等について事業所又は施設の長の証明を受けた所定の申請書を市長に提出するものとする。

(決 定)

第5条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、申請者が対象者であるときは、決定通知書を、対象者でないときは却下通知書により通知するものとする。

(条 件)

第6条 前条の決定通知書には、次の条件を付するものとする。

- (1) 本市の住民でなくなったときは、その旨を届け出ること。
- (2) 通所にあたって利用する交通機関を変更する場合は、変更申請を行うこと。

(請 求)

第7条 助成の決定を受けた対象者（以下「助成対象者」という）は、原則として翌月の末日までに、当該事業所又は施設の長の証明を受けた所定の請求書を市長に提出するものとする。

2 助成対象者は、助成金の請求、受領及び返還を、当該事業所又は施設の長又は設置者に委任することができるものとする。

（取消等）

第8条 助成対象者又は前条第2項に規定する委任を受けた者は、助成対象者が介護給付費等の支給決定を行う市町村の変更、住所の異動等により、対象者でなくなったときは、その旨を市長に届け出るものとする。

第9条 次に掲げる事由により、不正に補助金の支給を受けた者に対しては、その決定を取り消すとともに、取り消すまでの間の助成金の全部又は一部の返還を求めるなど必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 前年の収入の額について、実際の前年の収入の額以下となるよう、偽りの収入金額を申告し、その結果、助成金の支給を受けていた者
- (2) 前条の規定に違反し、本市の住民でなくなったにもかかわらず、届出を行わず助成金の支給を受けていた者
- (3) 通所にあたって利用する交通機関を変更したため、助成金の金額が減額となるにもかかわらず、助成金の支給を受けていた者

（委 任）

第10条 この要綱に定めるもののほか事業実施について必要な事項は、健康福祉局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成2年8月27日から施行し、同年4月1日以降の交通費から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月28日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の障害福祉サービス事業所通所者交通費助成実施要綱第2条第2項に規定する対象者であつて、施行日以後に第4条に規定する申請又は第6条に規定する請求をする者に係る助成については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。